

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 全員協議会室 担当職員 田中
日 時	令和6年9月19日（木曜日）	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 1 時 30 分
出席委員	◎林、○片山、法貴、山木、小川、木村、齊藤		
出席理事者	【産業観光部】松本部長 【農林振興課】川田課長、荒美副課長兼有機・食農推進係長事務取扱、齋田営農推進係長、綾野森林・鳥獣対策係長 【まちづくり推進部】信部部長、清水全国都市緑化フェア担当部長 【都市計画課】田中課長 【桂川・道路交通課】石田課長、門下広域事業・交通担当課長 【建築住宅課】数井課長 【土木管理課】刑部副課長兼管理係長事務取扱 【上下水道部】伊豆田部長 「総務・経営課」服部課長、廣瀬水道経営係長 【水道課】吉村課長		
出席事務局	吉田事務局長、数井次長、小野係長、田中主事		
傍聴者	一般 6 名	報道関係者 1 名	議員 7 名（大西、小林、富谷、浅田、松山、三上、菱田）

## 会 議 の 概 要

10:00

### 1 開議（林委員長あいさつ）

[事務局日程説明]

### 2 所管分付託議案審査（説明～質疑）

[上下水道部入室]

[上下水道部所管議案審査]

・上下水道部長あいさつ

#### （1）第3号議案 令和6年度亀岡市水道事業会計補正予算（第1号）

・水道課長説明（歳出・歳入一括）

10:04

[質疑]

<片山副委員長>

現在、監視業務を受託している事業者は。

<水道課長>

日本メンテナンスエンジニアリング株式会社京都支店である。

<片山副委員長>

来年度以降は指名競争入札で契約事業者を選定することになるのか。

<水道課長>

過年度から一般競争入札を行っており、来年度も同様の方式で行い、門戸を広げて幅広く事業者を募ることができるよう努めている。

[上下水道部退室]

10:06

[産業観光部入室]

[産業観光部所管議案審査]

・産業観光部長あいさつ

(1) 第1号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

・農林振興課長説明(歳出・歳入一括)

10:24

[質疑]

<法貴委員>

鳥獣対策事業経費の動物駆逐用煙火の従事者講習会について、サル被害対策地域の6町を対象に行われるとのことであるが、定員を60名に設定した根拠は。

<森林・鳥獣対策係長>

開催を予定している亀岡市交流会館の最大収容人数が約60名であることから、1回分ということで定員を60名に設定している。また、講習会の業務委託を予定している事業者から開催するには30名以上の受講者が必須であると話があった。

<法貴委員>

6町以外に住んでいる市民は参加できないのか。

<森林・鳥獣対策係長>

基本的にはサルの出没情報が多い地域として6町を対象としているが、全く受け付けないということはないため、要望があれば都度対応していきたいと考えている。

<法貴委員>

曾我部町にもサルが出没していると聞いている。臨機応変に対応をお願いします。

<山木委員>

食農ブランド事業経費のローカル10,000プロジェクトについて、本市が過去に国費(地域経済循環創造事業交付金)を使用して実施した事業はあるのか。

<農林振興課長>

本市では過去に当交付金を使用した実績はない。

<山木委員>

国及び自治体と金融機関における金銭的支援について詳細に説明いただきたい。

<農林振興課長>

地方の金融機関から融資を受けて実施するものであり、それと同額を公費として負担することとなる。今回は、金融機関から2,500万円の融資を受けることが決定しており、同額の補助金のうち1,250万円を地方費としてふるさと力向上基金繰入金を充当して負担することとなっているが、補助金の4分の1は特別交付税措置がなされることから市としての実質的な負担額は625万円となる。事業の適正については、銀行での審査後、融資決定がされないと市は補助しないため適正な事業と思っている。

<齊藤委員>

「トカイナカ」らしい取組を計画していただきありがたく思っている。補助金の内訳が国費と地方費で2,500万円を半分で折半する形となっているが、上限はあるのか。

<農林振興課副課長>

今回は2,500万円であるが、上限は5,000万円である。

<齊藤委員>

総額1億円の事業を実施するとすると5,000万円の補助金が交付されるのか。

<農林振興課副課長>

そのとおりである。

<木村委員>

補助金の交付に際して、決められた期間継続して実施することやある程度の売り上げを確保することなど一定の条件に達しなかった場合、受けた補助金を返還しなければならないというような規定はあるのか。

<農林振興課副課長>

交付申請の段階で5年間の事業計画を提出しており、他の補助金同様に5年後の検証を受け、状況により返還を求められることもあると考えている。

<木村委員>

初期投資として「既存施設改修、厨房機器等購入」と記載されているが、対象外のものはなにかあるのか。

<農林振興課副課長>

当補助金は基本的にはハード事業の整備に使用するものとなっており、例えば施設の広告費などには使用できないこととなっている。今回の事業については、既存建物の改修や厨房機器の購入、テーブルや椅子の購入に充てることとしている。

<法貴委員>

事業実施者のアオキフードマネジメント株式会社はどのような事業をされている会社であるか。

<農林振興課副課長>

保津川でラフティングを実施するなどアウトドア事業を展開している株式会社アオキカヌーワークスが別事業を実施するに当たり立ち上げられた会社であり、本事業を実施するために新たに法人登記された。

<小川委員>

本補助金は条件が合えば今後も様々な分野で活用していくことは可能であるか。

<農林振興課副課長>

本プロジェクトは、地域資源を活用して地域の経済循環を生み出すことが目的であり、今回はオーガニックビレッジ宣言に基づくものとなっているが、全国では、古民家を活用した観光客の誘致など様々な事業に使用されている。今後、農業だけでなく、幅広い分野で活用できることが見込まれる。

<片山副委員長>

アオキフードマネジメント株式会社はこの事業のために立ち上げられた会社であると説明があったが、未経験の分野に対するノウハウについてはどのように考えられているのか。

<農林振興課副課長>

株式会社アオキカヌーワークスが新たに食に関するビジネスを始めるに当たり、税理士との協議も経て会社を新規に立ち上げられたと聞いている。既に滋賀県高島市

や兵庫県丹波篠山市で実施されている同規模同等の事業において研修を受けられており、提出いただいた実施計画についても積算など詳細に記載されていたことから市として問題ないと判断した。また、事前に京都中央信用金庫に相談をされていたと聞いており、新規参画となる企業ではあるが、総合的に見て判断したものである。

<片山副委員長>

本事業を実施する背景に市内産農産物の活用による地域経済の循環があると考え、提出された計画書の中に市内農業者との連携について具体的に記されたものはあったのか。

<農林振興課副課長>

市内で有機農産物などを生産されている農業者の紹介も行っており、地元の農家組合とも協議されていると聞いている。また、提出いただいた計画書に地場産品をどの程度使用するののかについて組み込まれており、5年後の検証で計画書に基づき比率を確認することとなるため、しっかり実施していただけるものと認識している。

<法貴委員>

農業事務経費のきのこ生産施設の改修と当施設のJ A京都への無償譲渡について、平成12年から活用していなかったとのことであるが、これまで24年間放置されていた理由は。

<営農推進係長>

行政財産であり、貸付けが難しく、他に利用方法がなかったためである。

[産業観光部退室]

10:38

[まちづくり推進部入室]

[まちづくり推進部所管議案審査]

・まちづくり推進部長あいさつ

(1) 第1号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

・所管課長順次説明(歳出歳入一括)

10:50

[質疑]

<山木委員>

住宅管理経費の西つつじヶ丘法面修繕のモルタル吹付工事について、小段配水工の施工など配水対策をする予定はあるのか。

<建築住宅課長>

側溝は付けているが、そこに水が流れないように段差をつけて対策する予定である。

<山木委員>

目隠しフェンスについて、落石に備えて落石防止網のようなものでもよかったのではないかと考えるが、目隠しフェンスにした理由は。

<建築住宅課長>

モルタルが細かく、粗い網でも多少突き抜けることが予想されるため、より目の細かいフェンスを設置するものである。

<山木委員>

フェンスの設置については、法面が高く上がっている末端の方まで設置する予定か。資料の図面によると末端の方まで伸びていないように見えるがどうか。

<建築住宅課長>

段差が急な箇所までは設置する予定である。

<山木委員>

法面の陥没など危険な箇所については必要に応じて設置していただくようお願いする。

<法貴委員>

土木管理事業経費の株式購入費について、全国で同様にJRなどの株式購入を検討されている自治体、また、購入された自治体はあるのか。

<桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

平成28年度に宮崎県の2つの自治体がJR北九州の株式を取得されている。また、今年7月に岡山県真庭市が購入されたと聞いている。

<法貴委員>

株式を購入された後、実際に復便や増便はされたのか。

<桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

宮崎県の2自治体については、購入後の状況は把握していない。真庭市は購入されたところであるため、今後情報共有など連携を図り、進めていきたいと考えている。

<片山副委員長>

本市はふるさと納税に係る寄付金の影響で購入を検討されたと認識しているが、「物言う株主」となって復便を目指すとなった場合、南丹市や京丹波町など付近の市町村と共同歩調を図るべきであると考えているが、働きかけは行ったのか。

<桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

8月に開催された亀岡市・南丹市・京丹波町の2市1町で構成する京都丹波基幹交通整備協議会の総会において、亀岡市は9月議会で株式購入費に関する補正予算を上程する予定であることに加えて南丹市と京丹波町も検討いただくよう声かけは行った。どちらも9月議会では提案されていないが、今後も引き続き声かけはしていきたいと考えており、協議会として購入できないかも検討していきたい。

<まちづくり推進部長>

株式購入費の増額提案については亀岡市のみが行ったが、2市1町でJRの各駅に利用促進を啓発するためにのぼり旗を立てるなど復便を目指した取組について協議を行っているところである。

<片山副委員長>

株式を購入して物を言う機会を増やすことは反対しないが、株主総会において、株の配当をいかに増やすかという議論がされる中で復便を訴えることにどれだけの効果があるかを見込んでいるのか。また、全体に占める割合を見ると非常に微々たるものであると認識しているが、株式購入によるデメリットについてはどのように考えているのか。

<桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

デメリットとしては、株価が下がれば含み損が発生するリスクが伴うことが挙げられるが、今回は運用ではなく政策目的で購入するため、短期での売却は考えておらず、長期的に保有して要望などを届けられるようにしたい。

<片山副委員長>

株主という立場上、利益を出すことを目的とされることが多く、復便による利便性

の向上が結果的に利益につながらない場合、矛盾した話になってくるため、引き続き他市町との連携を図っていただきたいと思う。

<まちづくり推進部長>

やはり利用者の増加がなければ復便にはつながらないだろうということは認識している。コロナ禍以前に比べるとかなり回復してきているため、利用促進に向けて取り組んでいきたい。

<小川委員>

株式を1億円分購入した場合の効果について詳しく説明願う。

<桂川・道路交通課広域事業・交通担当課長>

3種類の株主提案権のうちの議題提案権における議決権の保有要件について、会社法303条で、「株主は、総株主の議決権の1パーセント以上、または300個以上の議決権を6ヶ月以上保有している必要がある」と謳われている。JR西日本では単元株制度を導入しており、1単元100株であることから、300議決権を獲得しようとする場合、3万株が必要となり、3万株あれば議題提案権が得られると認識している。

<小川委員>

千代川町は移住により住民が増えているが、電車の便が少なく困っている人がいる。JRはみどりの窓口をなくすなど一方的にことを進めているように感じているので、少しでも市民の声が届けられるように物言う株主としてよろしく頼む。

<齊藤委員>

株式の購入については、基金に積み立てておくという考え方もできるので、非常に有効であると考えている。利用者が増えないと増便はされないなので、たくさんの方が利用して南丹地域に来ていただけるよう取り組んでいただきたい。

<林委員長>

委員会としてもJRの利用者増加によるぎわい創出に寄与していく必要がある。また、令和8年には全国都市緑化フェアの開催が決まっていることからJRの復便は必須になってくると考える。今後の意気込みについて意見願いたい。

<まちづくり推進部全国都市緑化フェア担当部長>

フェア開催まで約2年であり、現在も2市1町で連携してよりよいものとなるように取り組んでいるところである。市内外から多くの方に来ていただくためには、交通網の整備は必須であり、京都府が主体でされている森の京都DMO等博識な団体にツアーを組んでいただくなどしっかり連携をとって進めていきたいと考えているのでご理解よろしく願います。

11:14

・桂川・道路交通課長説明（債務負担行為）

11:16

[質疑]

<片山副委員長>

金額が15億円と非常に高額であるが、その内訳について、跨線橋の撤去費が含まれているのか、基本協定の締結内容はどのようなものになるのかなど判断する材料が少なく不明確な点が多いように感じる。基本設計が終わってすぐの債務負担行為の設定となっており唐突な感じがするが、システム上このような手順で取

り扱わなければならないのか。

<桂川・道路交通課長>

本来であれば実施設計の協定は工事とは別に締結されるものであるが、JRから工事を含めた協定としなければ自由通路はできないとの話があったためこのような形となった。

<片山副委員長>

JRの意向を聞かざるを得ない状況であったのか。

<桂川・道路交通課長>

そのとおりである。実施設計から工事まで一括の協定でなければ本事業は受けられないとのことであったため従わざるを得ない状況であった。

<片山副委員長>

跨線橋の撤去は決定か。

<桂川・道路交通課長>

自由通路が完成し次第使用禁止とされるが、撤去に関する具体的な話はない。

<片山副委員長>

自由通路の設置は道路整備の話であり、跨線橋の撤去は駅舎整備の話であるため、別の話であると思うが、その点について地元の自治会との協議の中ではどのような話し合いがされているのか。

<桂川・道路交通課長>

跨線橋については、自由通路の整備とは関係なくJRが以前から撤去する意向を示されている。

<片山副委員長>

JRからすると撤去するのは既成事実であり、地元の自治会の意向は議論の過程には入っていないのか。

<桂川・道路交通課長>

そのとおりである。

<片山副委員長>

本事業に係るJRとの協議の中で、JR並河駅側の平面交差の踏切の撤去についての議論はされていたか。

<桂川・道路交通課長>

自由通路に係る協議の中では踏切に関する話は出ていない。

<小川委員>

金額の内訳について、詳しく説明願いたい。

<桂川・道路交通課長>

実施設計、電気設備の移設、自由通路の整備等に係る費用である。

<小川委員>

まちの東西を結ぶ重要な通路になると思っており、駅利用者の利便性の向上と子どもの通学路の安全確保にもつながるものである。JRとの協議において、いろいろ苦勞いただいているが、促進協議会とも連携していただき予定内に完了するようよろしくお願いいたします。

<木村委員>

JR千代川駅への入り方は。

<桂川・道路交通課長>

東西それぞれに改札口があり従来から変更はない。

<木村委員>

駅のホームへの入り方は。

<桂川・道路交通課長>

東西どちらもエレベーターや階段を下りてそれぞれの改札口から入っていただく。

<片山副委員長>

J Rが跨線橋を新設しない理由は。

<桂川・道路交通課長>

特に聞いていないが、乗降者数が少ない駅は施設整備をしないという方針からだと言われる。

11:33

## (2) 第7号議案 亀岡市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・ 建築住宅課長説明

11:36

[質疑]

<小川委員>

緊急代執行などの手順について詳しく説明願う。

<建築住宅課長>

緊急代執行を行うに際しては、特定空き家等が勧告されていることが前提である。以前必要であった裁判所への提起が不必要となり、災害などで時間がなければ市で代執行できるよう規定が変わった。費用は所有者に請求されることとなる。

<小川委員>

所有者が分かるということか。

<建築住宅課長>

そのとおりである。

<小川委員>

把握している管理不全空き家の数は。

<建築住宅課長>

正式な数は把握していない。空き家の概念は、一年のうちに一度も使われていない家であり、使っていれば空き家にならないこともあるが、正式に管理不全空き家の定義をつくっていかねばならないと考えているため、今後検討していきたい。

<小川委員>

京都市でも同じような取組がされていると思うがどのようなものであるか。

<建築住宅課長>

京都市の取組は把握していないが、管理不全空き家に認定することによって住宅用地が外れる。

<小川委員>

改正することで管理不全空き家をなくしていこうということか。

<建築住宅課長>

所有者が空き家にしない、空き家でも管理する必要があるという意識をもつていただくような措置であり、結果的には空き家の解消につながるものと考えている。

<小川委員>

他部署とも連携して空き家対策を進めていただきたい。

<法貴委員>

市民への周知の方法は。

<建築住宅課長>

市の広報誌やSNSなどを活用して空き家にしないということを周知していく。

<片山副委員長>

空き家問題は深刻であり、空き家になるまでの間に様々な事情があると理解している。今後、管理不全空き家の認定基準を具体的に決定する過程において、空き家の所有者と議論されると思うが、税金を上げるとなった場合、同意は必要になるのか。

<建築住宅課長>

法律上は同意はいらぬが、個人の所有物であるため、所有者とお会いして状況について可能な限り説明するよう努めたいと考えている。

<齊藤委員>

相続などで所有者が分からない場合の取扱いは。

<建築住宅課長>

最近所有者不明の空き家が増えており、各市町村においてどのような取組をされているか調査しているところである。法令規程上、裁判所を通じて売買できるような方法があるが、どのような方法で進めていくのが最善であるか今後研究して検討していきたい。

<齊藤委員>

用途のないものは市の財産として除却していくなど考えていかななくてはならない。

11:47

### (3) 第50号議案 市道路線の認定について

・土木管理課副課長兼管理係長事務取扱説明

11:49

[質疑]

<片山副委員長>

各議会において上程される短い道路も含めた数々の市道路線の認定に関する議案について、まちづくりの考え方から大きなスキームの中で認定する必要があると考えるが、部分的に認定される状況についてどのように認識されているのか。

<土木管理課副課長兼管理係長事務取扱>

一定の要件が満たされ、宅地開発されることとなれば、市が開発道路として引き継ぎ管理していくが、今の制度上、要件を整えば都度認定していくことになる。

<都市計画課長>

開発については、一定の面積を満たしていれば開発許可がかかることとなる。3,000平方メートル以上で防火水槽の設置が必要であるなど、事業者からはその面積以下で開発行為をされることが多く、市道認定もそういった事例が増えていると見受ける。

[まちづくり推進部退室]

11:53

[委員間討議]

<林委員長>

討論・採決に入る前に、委員間討議の希望はあるか。

<片山副委員長>

第1号議案のうちのJR千代川駅東西自由通路の整備に係る債務負担行為の設定について、JRの都合は分かるが、跨線橋を撤去することが既成事実となっている現状に違和感を持っている。他の委員の意見を聞きたい。

<齊藤委員>

跨線橋を上がったり下りたりすることは高齢者にとって苦痛であり、それに代わる手段として東西自由通路を整備されることとなった。跨線橋の撤去についてはJRが決めることであり、駅利用者には自由通路を利用していただけのような取組を考えていく必要がある。

<小川委員>

今回の議案には跨線橋の撤去についての費用は含まれていないので、委員間討議とはしない方がよいと考える。利用者からは残してほしいとの声もあるかもしれないが、耐震性など安全基準の問題もあり、このようなことになったと把握している。

<片山副委員長>

あまりにもJRの一方的な言い分に従っているようであり、もう少し地域の要望を取り入れられないものかと感じるがどうか。

<小川委員>

それぞれの駅の利用促進や復便について、地域の声を聞きながら物言う株主として主張してほしい。

<林委員長>

委員間討議とはしないこととする。

[委員間討議なし]

<休憩 12:00~13:00>

### 3 討論～採決

[討論なし]

[採決]

- ・第1号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）所管分  
可決・全員
- ・第3号議案 令和6年度亀岡市水道事業会計補正予算（第1号）  
可決・全員
- ・第7号議案 亀岡市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について 可決・全員
- ・第50号議案 市道路線の認定について  
可決・全員

[指摘要望等]

<林委員長>

委員長報告の作成に当たり、指摘要望等があればお願いします。

<片山副委員長>

第1号議案の債務負担行為について、議論するに当たり議会に対して行政報告を含め資料等情報の提供が不十分であったと感じている。今後、JRと基本協定について協議されると思うが、どのような内容になるのかなど進捗について逐一報告いただきたい。

<小川委員>

質疑の中でも資料提供が不十分であるとの意見が出ていた。JRの株式購入については、物言う株主として、駅の無人化やみどりの窓口の撤去などを進められているJRに対してしっかりと市民の声を届けていただきたいと思う。

<齊藤委員>

現在、JRにおいては利益を得るために適正な運営をされていると言える。乗降者数の目安がなければ機運の醸成にはつながらない。そういった観点からも説明不足感は否めなかったと思う。

<小川委員>

JR利用促進に係る取組を推し進めていただくよう要望したい。

<片山副委員長>

第50号議案について、まちづくりの観点からすると無駄な部分があると思うので少し配慮していただきたいと感じている。

<齊藤委員>

ランドデザインがしっかりとしたまちをつくらなければならない。

<小川委員>

ランドデザインを含めたまちづくり構想を立てていただきたい。

<木村委員>

市道認定できない道路は住民負担で管理しなければならなくなる。できるときにしておくべきであると考え。債務負担行為のJR千代川駅東西自由通路については、跨線橋の撤去は枠組みを外れているため、協議内容を適宜報告していただきたいということだけでよいと思う。

<山木委員>

第7号議案について、少し分かりづらい部分があったので、条例により権限を持たせるべきであると感じている。

<法貴委員>

昨年12月の空家等対策の推進に関する特別措置法の改正を受けての条例一部改正であるため、分かりやすいように整理していただければと思う。

<小川委員>

第50号議案については、特に要望や付帯意見とする必要はないように思う。

<事務局議事調査係長>

第7号議案及び50号議案について、既に本常任委員会として可決すべきものと決定されており、適宜議会に報告されたいとすることはよいと思うが、一文加えるなどは議案審査時に議論すべきことであるため、委員長報告に含めることについては避けられた方がよいと思う。

<林委員長>

委員長報告の文言等は、正副委員長に一任願う。

(全員了)

## 4 議会だよりの掲載内容について

<林委員長>

スペースの都合上、本日審議した内容から1～2項目程度になるが、意見を願います。

<齊藤委員>

第7号議案については、市民への周知という意味でも取り上げてはどうかと思う。管理不全空き家の解消にもつながると考える。

<小川委員>

齊藤委員に同意で第7号議案は掲載していただきたい。第1号議案のうちのJR株式購入費についても質疑などで様々な意見が出ていたことから記載してはどうか。

<片山副委員長>

第1号議案のうちのローカル10,000プロジェクトに係る増額補正についても市民にあまり知られていない事業ではないかと思うので検討いただきたい。

<小川委員>

事業内容から市が広報誌などで積極的に周知するのではないかと推察する。

<法貴委員>

周知徹底という意味でも第7号議案は掲載していただきたい。また、利用者の増加に少しでも寄与できるようにJR株式購入費について取り上げていただきたいと思う。

<林委員長>

第1号議案のうちのJR株式購入費について及び第7号議案の2事業について掲載することでよいか。

(全員了)

<林委員長>

文言等は正副委員長に一任願う。

(全員了)

## 5 その他

### (1) 今後の日程について

<林委員長>

次回10月2日(水)に委員長報告の確認等を行うのでよろしく願います。また、10月月例は10月31日(木)午前10時から、11月月例は11月13日(水)午前10時からそれぞれ開催するので、よろしく願います。

～散会13:30